



栃木県公報

平成25年
10月31日(木)
号外
第79号

目次

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止…………… 1
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業の廃止…………… 1

告示

栃木県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定により、同法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月31日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称	指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所		停止の内容	停止の期間	サービスの種類
		名称	所在地			
0972700090	はが野農業協同組合 代表理事組合長 黒崎 宣芳	J Aはが野デイサービスセンターすこやか二宮	真岡市物井1259番地	介護給付費及び予防給付費の請求の上限を7割とする。	平成25年11月1日から平成26年1月31日まで	通所介護 介護予防 通所介護

(高齢対策課)

栃木県告示第556号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月31日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950300087	とちぎ学童センター	栃木市神田町14-18	株式会社峯翔不動産	下野市祇園1-18-1 C東号室	平成25年10月31日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)